

令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金支給要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、賃上げ・物価上昇の影響を公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等への事業継続に向けた支援として、令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする
(支援金の支給対象事業者)

第2条 支援金の支給の対象とする者は、市内に所在し、次の要件を全て満たす医療機関等を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 令和8年1月1日以前に健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定を受けていること。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する「病院」は除く。
- (2) 令和8年1月1日から令和8年3月31日までの期間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。）をせず、運営を継続する予定であること。

(支援金額)

第3条 支援金の支給額は、別表の支給単価をもとに算出した賃上げ分支援金支給額及び物価上昇分支援金支給額を合算した額とする。

(賃上げ分支援金の対象者)

第4条 賃上げ分支援金の対象とする者は、支給対象事業者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）とし、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 支給対象事業者の管理者
- (2) 支給対象事業者を開設する法人の理事長又は個人事業主

(賃上げの取組)

第5条 支給対象事業者は、賃上げ分支援金を、令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大することに活用するものとする。

- 2 賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することに活用することができるものとする。ただし、その場合は令和8年4月から5月までの間、対象職員のベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員

に対して令和8年6月1日から行わなければならない。

(支援金支給の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする支給対象事業者は、令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金支給申請書兼請求書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 神奈川県医療機関等賃上・物価支援金支給要綱(令和8年2月17日施行)

第9条に規定する交付決定通知の写し

(2) 振込口座の通帳の写し等、振込口座が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(支援金の支給決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、これを審査し、支援金を支給すべきと決定をした場合は令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金支給決定通知書(第2号様式)により、支援金を支給すべきでないと決定した場合は令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金不支給決定通知書(第3号様式)により、支給対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金を支給すべきと決定した場合は、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

(2) 偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援金の支給を不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、令和7年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金支給決定取消通知書(第4号様式)により支援金の支給決定を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(報告及び調査)

第10条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象者に対し報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

(書類の整備等)

第 1 1 条 支援金の支給を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

（届出事項）

第 1 2 条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

（1）住所、氏名又は法人名を変更したとき。

（2）その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 （令和 8 年 3 月 3 1 日告示第 8 2 号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	医療機関等種別	賃上げ分支援金単価	物価上昇分支援金単価
1	有床診療所	1床当たり 36,000円	1床当たり 6,500円※
2	無床診療所	1施設当たり75,000円	1施設当たり85,000円
3	薬局	1施設当たり72,500円	1施設当たり42,500円

※ 有床診療所の物価上昇分支援金については、病床数が13床以下の場合は85,000円を支給する。

備考

- 1 各診療所における病床数は、医療法第27条に基づく使用許可病床数を原則とする。
- 2 有床診療所又は無床診療所には、歯科診療所を含む。

第 1 号様式（第 6 条関係）

（表）

令和 7 年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金支給
申請書兼請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

印

電話番号

令和 7 年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金の支給を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

1 申請金額等

(1) 賃上げ分支援金 申請額及び請求額 円

(2) 物価上昇分支援金 申請額及び請求額 円

(3) 添付書類

神奈川県医療機関等賃上・物価支援金支給要綱（令和 8 年 2 月 1
7 日施行）第 9 条に規定する支援金の交付を決定する通知の写し

(裏)

2 申請対象施設

施設区分	☐ 有床診療所 ☐ 無床診療所 ☐ 薬局	医療機関 コード (10桁)	
施設名称			
施設所在地	〒		
稼働病床数	床		
支給申請額 及び請求額	賃上げ分支援金 円		
	物価上昇分支援金 円		

※有床診療所又は無床診療所には、歯科診療所を含みます。

3 振込先

金融機関 コード		金融機関名	銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合
支店 コード		支店名	本店・支店
種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

第 2 号様式（第 7 条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

令和 7 年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金支給
支給決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました令和 7 年度伊勢原市
医療機関等賃上・物価上昇支援金の支給については、伊勢原市補助金
等の交付規則第 6 条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので
通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 支援金支給決定額

(1) 賃上げ分支援金 円

(2) 物価上昇分支援金 円

2 支給条件

(1) 次の場合、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すこと
があります。

ア 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

イ 偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明し
た場合

ウ 上記ア及びイのほか、市長が支援金の支給を不相当と認めた
場合

(2) 支援金は、支給決定通知後、速やかに支給するものとする。

（事務担当は、 ）

第 3 号様式（第 7 条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

令和 7 年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金
不支給決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました令和 7 年度伊勢原市
医療機関等賃上・物価上昇支援金については、不支給とすることを決
定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 不支給の理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6 か月以内であっても、処分の日から1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6 か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）

第 4 号様式（第 8 条関係）

伊勢原市指令（ ）第

号

令和 7 年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金
支給決定取消通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付け伊勢原市指令（ ）第 号で支給決定した令和 7 年度伊勢原市医療機関等賃上・物価上昇支援金につきましては、支給決定を取り消しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 支給決定取消理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3 か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6 か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます(なお、処分を知った日から6 か月以内であっても、処分の日から1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6 か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）